

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 土地区画整理事業の事業計画の変更認可……………
……………(都市整備局市街地整備部区画整理課) ……
- 平成三十年東京都告示第九百五十号(東京都建築基準法施行細則第三十三条第一項及び第三十四条第三項の規定に基づき知事が指定する区域等)の一部改正……………(都市整備局市街地建築部建築企画課) ……
- 建築基準法による一団地の区域(二件)……………
……………(都市整備局市街地建築部建築指導課) ……
- 指定障害福祉サービス事業者の指定……………
……………(福祉局障害者施策推進部地域生活支援課) ……
- 市街地再開発組合の理事長の就任……………
……………(都市整備局市街地整備部再開発課) ……
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………
……………(産業労働局商工部地域産業振興課) ……
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同) ……
- 東京都職員共済組合の役員の退職及び就職……………
……………(東京都職員共済組合) ……

告示

● 東京都告示第八百三十三号
土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十条第一項の規定に基づき稲城市立稲城第一小学校南土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年七月十四日
東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称
稲城市

二 事業施行期間

令和四年十月七日から令和六年三月三十一日まで

三 施行地区

稲城市大字東長沼字三号及び字五号の各一部

四 土地区画整理事業の名称

稲城市立稲城第一小学校南土地区画整理事業

五 事務所の所在地

稲城市東長沼二千百十一番地

六 施行認可の年月日

令和四年十月七日

七 変更認可の年月日

令和五年七月十四日

● 東京都告示第八百三十四号

平成三十年東京都告示第九百五十号(東京都建築基準法施行細則第三十三条第一項及び第三十四条第三項の規定に基づき知事が指定する区域等)の一部を次のように改正する。

令和五年七月十四日
東京都知事 小 池 百合子
第二号中「小平市」を削る。

● 東京都告示第八百三十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和五年七月十四日
東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

新宿区西早稲田一丁目三百一番二、 令和五年六月二
三百五十二番・三百五十三番合併二、 十日

三百五十二番・三百五十三番合併八、
六百二番一、同番十二、六百三十一
番一、六百四十七番、同番二から同
番四まで、六百四十九番一、六百五
十六番二及び同番七

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁
第二本庁舎三階中央)

● 東京都告示第八百三十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和五年七月十四日

一 対象区域の地名地番及び認定年月日
 対象区域の地名地番 認定年月日
 港区芝浦一丁目一番一の一部、同番二の一部、同番五、同番七、同番八から同番十までの各一部、同番十一から同番十四まで、同番十五の一部、同番十六の一部、同番十七、同番十八、同番十九の一部、同番二十、同番二十一、同番二十四の一部、同番二十七、同番二十九の一部、同番三十、同番三十三の一部、同番三十五、同番三十六から同番四十までの各一部、同番四十一、同番四十四、同番四十八の一部、同番六十一の一部及び同番七十三

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第八百三十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第三十六条第一項の規定により、令和五年五月一日付けで指定障害福祉サービス事業者を指定したので、法第五十一条及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第七十二号)第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年七月十四日

東京都知事 小 池 百合子

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
有限会社ゆとりケア	ゆとりケア	墨田区亀沢1-20-4 川崎ビル2階	
合同会社ウイズ	ひまわりヘルパーステーション	目黒区中目黒5-4-2	
合同会社さんちゃん	合同会社さんちゃん	北区赤羽南1-1-1 あすかビル5F南102	
有限会社コクエー	福祉車両 コクエー	足立区関原2-22-2	
株式会社fando	彩虹Labo	足立区弘道2-23-2 グリーンパーク第4五反野102	
特定非営利活動法人足立ふれあいサービス	ほのぼ介護小台	足立区小台2-36-2 ハイフツヤマ1階	
株式会社わかばケアセンター	わかばケアセンター立石	葛飾区立石3-31-8	
合同会社N's company	ヘルパーステーションあろはな	葛飾区青戸2-7-1	身体障害者 知的障害者 精神障害者 聴覚等対象者
株式会社ゆいまる	ゆいまる立川北訪問介護事業所	立川市栄町4-2-12 1階	
特定非営利活動法人吉来	きくくヘルパーステーション	多摩市和田1168 中和コーポ101	

サービスの種類 重度訪問介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
合同会社ウイズ	ひまわりヘルパーステーション	目黒区中目黒5-4-2	
株式会社CAREMAN	介護事業所マロケア	中野区上高田1-31-22-201	
合同会社さんちゃん	合同会社さんちゃん	北区赤羽南1-1-1 あすかビル5F南102	
株式会社Salus	訪問介護ステーション よつば	練馬区石神井台6-17-7 コンチネンタルハイム石神井台102	
有限会社コクエー	福祉車両 コクエー	足立区関原2-22-2	
株式会社fando	彩虹Labo	足立区弘道2-23-2 グリーンパーク第4五反野102	
特定非営利活動法人足立ふれあいサービス	ほのぼ介護小台	足立区小台2-36-2 ハイフツヤマ1階	
株式会社わかばケアセンター	わかばケアセンター立石	葛飾区立石3-31-8	
合同会社N's company	ヘルパーステーションあろはな	葛飾区青戸2-7-1	身体障害者 知的障害者 精神障害者 聴覚等対象者
特定非営利活動法人吉来	きくくヘルパーステーション	多摩市和田1168 中和コーポ101	

サービスの種類 同行援護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
エンジェルサポート株式会社	ケアサポートエンジェル町屋店	荒川区町屋1-18-11	
株式会社fando	彩虹Labo	足立区弘道2-23-2 グリーンパーク第4五反野102	
株式会社わかばケアセンター	わかばケアセンター立石	葛飾区立石3-31-8	
合同会社N's company	ヘルパーステーションあろはな	葛飾区青戸2-7-1	身体障害者 知的障害者 精神障害者 聴覚等対象者
特定非営利活動法人吉来	きくくヘルパーステーション	多摩市和田1168 中和コーポ101	

サービスの種類 行動支援				
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	
合同会社さんちゃん	合同会社さんちゃん	北区赤羽南1-1-1 あすカベレス赤羽南102		
サービスの種類 生活介護				
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	
一般社団法人びっくまNEO	ほのぼのびっくま	日野市栄町1-31-1	知的障害者	精神障害者
サービスの種類 短期入所				
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	
一般社団法人疾楽	ショートステイFun	青梅市東青梅1-6-2	障害児	
社会福祉法人あすはの会	ハーモニーむらやま	武蔵村山市三ツ藤2-14	知的障害者	
サービスの種類 就労継続支援A型				
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	
特定非営利活動法人アンストプラス	Tetoro杉並	杉並区高円寺南1-11-9 コーシコーポ101・205	知的障害者	精神障害者
サービスの種類 就労継続支援B型				
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	
一般社団法人カハナ	インテグレーションセンター足立	足立区平野1-1-2	知的障害者	精神障害者
サービスの種類 就労定着支援				
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	
株式会社エンカレッジ	エンカレッジ早稲田駅前	新宿区馬場下町9 中羽ビル3階	知的障害者	精神障害者
サービスの種類 共同生活援助				
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	
StartingOver株式会社	いろどりグループホーム	江東区森下2-31-15 ルア・レステ3階		
合同会社あんじゅ	グループホームあんじゅ	大田区大森南3-29-10		
一般社団法人障害者生活支援ココカラ	ハイム ニルス	杉並区秋霞1-36-3		
株式会社Alfonte	グループホームれお	練馬区		
AYANA合同会社	AYANA	葛飾区西水元6-3-8		
株式会社ゼロブロック	グループホーム 咲	葛飾区		
株式会社REO	オアーゼ	国分寺市新町3-19-3		
社会福祉法人あすはの会	ハーモニーむらやま	武蔵村山市三ツ藤2-14		

公 告

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により神田小川町三丁目西部南地区市街地再開発組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和五年七月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名

有限会社江本ビル 代表取締役社長 江本 篤哉

二 住所

千代田区神田小川町三丁目十番地

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年七月十四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和五年七月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 (仮称) 千客万来施設
- 二 店舗所在地 江東区豊洲六丁目百一番地一の一 部
- 三 設置者名 万葉倶楽部株式会社
- 四 設置者住所 神奈川県小田原市栄町一丁目十四 番四十八号
- 五 小売業を行う者の 氏名又は名称 未定
- 六 新設をする日 令和六年二月一日
- 七 店舗面積の合計 千五百五十二平方メートル
- 八 駐車場の位置及び 収容台数 店舗内ほか 八十四台
- 九 駐輪場の位置及び 収容台数 店舗内ほか 三百三十台
- 十 荷さばき施設の位 置及び面積 店舗内 二百七十五平方メートル
- 十一 廃棄物等の保管 施設の位置及び 容量 店舗内 三十一・二二立方メートル
- 十二 小売業を行う者 の開店時刻 二十四時間ほか
- 十三 小売業を行う者 の閉店時刻 二十四時間ほか
- 十四 来客が駐車場を 利用することができる 時間帯 二十四時間
- 十五 駐車場の自動車 の出入口の数及 び位置 二箇所 店舗北側ほか
- 十六 荷さばき施設に おいて荷さばき 二十四時間

を行うことができ る時間帯

十七 届出日 令和五年六月二十八日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)

十九 縦覧期間 令和五年七月十四日から同年十一 月十四日まで。ただし、東京都の 休日に関する条例(平成元年東京 都条例第十号)に定める休日を除 く。

二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八 条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る 意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり 意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和五年七月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 Shibuya Sakura Stage SHIBUYA サイム(A街区)
- 二 店舗所在地 渋谷区桜丘町百二十三番
- 三 設置者名 渋谷駅桜丘口地区市街地再開発組合
- 四 意見
- ア 聴取者 渋谷区長
- イ 概要 意見なし
- ウ 収受日 令和五年六月二十七日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和五年七月十四日から同年八月十四日 まで。ただし、東京都の休日に関する条 例(平成元年東京都条例第十号)に定め る休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。 ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 Shibuya Sakura Stage SAKURAサ イム(B街区)

二 店舗所在地 渋谷区桜丘町百二十四番

三 設置者名 渋谷駅桜丘口地区市街地再開発組合

四 意見

ア 聴取者 渋谷区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和五年六月二十七日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和五年七月十四日から同年八月十四日 まで。ただし、東京都の休日に関する条 例(平成元年東京都条例第十号)に定め る休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。 ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 渋谷フクラス
- 二 店舗所在地 渋谷区道玄坂一丁目二番三号
- 三 設置者名 渋谷フクラス管理組合 管理者 東急不 動産株式会社
- 四 意見
- ア 聴取者 渋谷区長

イ 概要

意見なし

ウ 収受日

令和五年六月二十七日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

令和五年七月十四日から同年八月十四日
まで。ただし、東京都の休日に関する条
例(平成元年東京都条例第十号)に定め
る休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

竹の塚第三団地第1号棟

二 店舗所在地

足立区竹の塚六丁目七番一〇一〇一
号

三 設置者名

独立行政法人都市再生機構

四 意見

ア 聴取者

足立区長

イ 概要

意見なし

ウ 収受日

令和五年六月二十一日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

令和五年七月十四日から同年八月十四日
まで。ただし、東京都の休日に関する条
例(平成元年東京都条例第十号)に定め
る休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

雑報

東京都職員共済組合の役員退職及び就職に

ついて

東京都職員共済組合の役員に次のとおり退職及び就職が

あつたので、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律
第百五十二号)第十四条第四項の規定に基づき公告する。

令和五年七月十四日

東京都職員共済組合

理事長 黒 靖

一 退職役員

役職名 氏名 所属

理事 橋本 正彦 板橋区副区長

退職年月日
令和五年六月
七日

二 就職役員

役職名 氏名 所属

理事 桑村 正敏 品川区副区長

就職年月日
令和五年六月
八日

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿三丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001

